

「家賃支給給付金に関するお知らせ」

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

申請受付は7月14日（火）より申請受付を開始する予定です。

申請に関しては「持続化給付金」同様のインターネットを用いた電子申請です。

家賃支給給付金に関する詳細は下記もしくは中小企業庁のHPをご参照ください。

●支給対象

①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象

②5月～12月の売上高について、

- ・1ヶ月で前年同月比▲50%以上 または
- ・連続する3ヶ月の合計で前年同期比▲30%以上

③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

●給付額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

算定方法：申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+（支払賃料の75万円の超過分×1/3）※ただし100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+（支払賃料の37.5万円の超過分×1/3）※ただし、50万円（月額）が上限

●必要書類

- ・賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
- ・申請時の直近3ヶ月分の賃料支払い実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
- ・本人確認書類
- ・売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）

●申請期間

令和2年7月14日（火）～令和3年1月15日まで

※給付額は申請時の直近1ヶ月における支払賃料に基づき算定されます。

●問い合わせ先

家賃支援給付金 コールセンター

TEL : 0120-653-930 (平日・土日祝日 8 : 30~19 : 00)

●参考資料

- ・家賃支援給付金 HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

- ・家賃支援給付金に関するお知らせ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/pdf/yachin-kyufu.pdf>

- ・申請要領（中小法人等向け）基本編

https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/pdf/yoryo_chusho_gensoku.pdf

- ・申請要領（中小法人等向け）別冊

https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/pdf/yoryo_chusho_betsu.pdf

- ・申請要領（個人事業者等向け）基本編

https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/pdf/yoryo_kojin_gensoku.pdf

- ・申請要領（個人事業者等向け）別冊

https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/pdf/yoryo_kojin_betsu.pdf